

平成24年6月15日

白岡町告示第143号

白岡町地域公共交通町民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 当町における地域公共交通に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するに当たり、町民からの意見、提言等を聴き、当該基本方針に反映させるため、白岡町地域公共交通町民検討会議（以下「町民検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民検討会議は、次に掲げる事項について、町民の視点から検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 基本方針の策定に係る意見、提言等に関すること。
- (2) その他地域公共交通に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 町民検討会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域公共交通について優れた識見を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針の策定が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 町民検討会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委

員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、町民検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 町民検討会議の会議は、必要に応じ隨時開催する。

- 2 町民検討会議の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 3 町民検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席要請等)

第7条 会長は、町民検討会議の所掌事項に関し必要があると認めるとときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(成果等の報告)

第8条 会長は、町民検討会議の所掌事項に係る成果等を得たときは、速やかに町長にその内容を報告するものとする。

- 2 会長は、町長からの要求があったとき、又は会長が必要と認めたときは、町民検討会議の所掌事項の検討状況を町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 町民検討会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、町民検討会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。